県行財政構造改革への

21の提言

(外郭団体の部)

- 1. 「外郭団体改革指針」の策定を
- 2. 「外郭団体経営評価委員会」の設置を
- 3. 外郭団体の統廃合の推進を
- 4. 多額負債と支払利息の早期解消を
- 5. 指定管理者制度適用の抜本的見直しを
- 6. 県内医療・福祉・保健の明確な位置づけを
- 7. 「資金運用規程」の整備を
- 8. 再就職による営業活動規制の強化を
- 9. 適正な財務諸表作成の徹底を

(事務事業の部)

- 10. 「事務事業外部評価委員会」の設置を
- 11. 地域の実情に応じた「市町権限移譲計画」の策定を
- 12. 情報システムの統合強化を
- 13. 「ふくい循環型社会構想」の策定を
- 14. 福井県立病院の独立行政法人化を
- 15. 水産高校実習船の他県との共同運航化を

(財政健全化の部)

- 16. 「中長期財政計画」の策定を
- 17. 県債等負債残高の抜本的減少対策を
- 18. 県の適正な資産評価を
- 19. 県内企業を支援して税収増を
- 20. 「企業誘致戦略」の策定を
- 21. 県民にわかりやすい予算資料づくりを

提言の内容

外郭団体の部

1. 「外郭団体改革指針」の策定を

外郭団体等の経営については、県によって諸所改善されつつあるが、政治経済の変容や県民感覚の変化により、外郭団体等に対する県民の見方はますます厳しいものとなっている。

このような中、外郭団体等の財政面や人材面における県への依存は非常に大きく、県財政が極めて厳しい状況にある中で、一層の経営効率化が求められている。

そのためには、団体管理者が経営マインドを持ち、経営資源を駆使して県民益に貢献するよう成果を上げ、その経営能力が正当に評価され、経営体としても県民からもオープンにチェックされるようなシステムを構築する必要がある。

まずは、本委員会が次に記述する提言事項に留意しつつ、県において「外郭団体改革 指針(仮称)」を策定し、外郭団体等の抜本的な見直しに取り組むべきである。

2. 「外郭団体経営評価委員会」の設置を

各団体の事業実施においては、すぐれた人材確保が不可欠であるが、一方で役員報酬や職員給与については適正水準が明確でないといった指摘もあることから、第三者の視点で各団体の財務や労務など経営全般をチェックし、課題を改善するためのシステムを整備する必要がある。

そのためには、県において、外部の有識者等で構成する「外郭団体経営評価委員会(仮称)」を設置し、前述の「外郭団体改革指針(仮称)」に沿って絶えず見直しを行い、より 適正な団体運営を図るべきである。

3. 外郭団体の統廃合の推進を

公益法人制度の抜本的な見直しによって、一般財団法人となる場合は、事業を自由に 実施できるかわりに、企業と同様に税負担が発生することになる。引き続き税の優遇措 置等を受けて存続するためには、公益認定基準(役員の出身、収益事業割合、会計監査 人の設置等)に適合しなければならない。平成25年11月の移行期間までに、公益法人 である外郭団体については役職員体制や事業のあり方を検討する必要がある。

また、団体によっては県の事業と類似あるいは重複していて、何のために独立させているのか意義が不明確なものも含まれ、県民目線からは税金によって単なる職員の再就職の受け皿づくりをしているとしか見られていないものもある。

根本的な議論により見直しを図り、場合によっては大胆な統廃合を推進するべきである。

4. 多額負債と支払利息の早期解消を

平成21年度末現在で、「(社)ふくい農林水産支援センター」の債務残高が約497億円、これに対する支払利息が年間約2億円、さらには県からの貸付金も県債利息を負うものと考えられる。また、同様に「福井県道路公社」には約29億円の累積債務があり、毎年多額の支払利息が発生している。これらは県民の負担となっており、一日も早く解消するべきである。

「(社)ふくい農林水産支援センター」は、県内で検討するだけでなく国や他県と連携して解決策を見出し、「福井県道路公社」は、7億円もの遊休資産を持つ「(財)福井県建設技術公社」との統合で負債と支払利息を大幅に削減するなど思い切った解消手段を下すべきである。

5. 指定管理者制度適用の抜本的見直しを

県施設については、民間的経営手法の活用によるサービスの充実やコストの削減等を 図るため、平成18年度以降、指定管理者制度が積極的に導入されているが、指定管理者 制度の対象の是非については、県民目線を十分考慮し、慎重に判断しなければならない。

例えば、福井県国際交流会館は「(財)福井県国際交流協会」が指定管理者となっているが、協会には県職員OBが在職している上に、選考基準の「安定性」には県からの多額の出資金や出捐金が圧倒的な有利性を与えており、県民から疑念を持たれかねず、公平性に大いに問題がある。

このような事例はほとんどのケースに見られ、県民からの誤解を避けるためにも、指定管理者制度適用の抜本的な見直しと、公募等の手続や指定管理者となった団体への支援のあり方についてもあわせて検討を行うべきである。

6. 県内医療・福祉・保健の明確な位置づけを

「(財)認知症高齢者医療介護教育センター」は、全国平均より認知症率が高いという本県の特性と高齢化社会の急速な進行を踏まえ、県の肝入りで全国初の試みとして設立された認知症診断治療と介護教育を行う「福井県立すこやかシルバー病院」を運営するために、「福井21世紀へのビジョン」に沿って設立された団体である。

設立に当たっては、県が福井県精神保健審議会の答申を受け、医療・福祉・保健の連携が取りやすいことから、県の直営ではなく財団法人への委託方式としたが、その運営には県が責任を持つとした経緯がある。

しかしながら、現在の指定管理者としての病院運営は、当初の理念も将来への展望も 見えない甚だ不安定な状態にある。

設立の経緯と本県の特性をかんがみ、改めて県内医療における本病院の位置づけを明確にするとともに、県立病院との統合による発展的解散など具体的な運営改善策を検討する必要がある。

また、県内医療・福祉・保健の総合的位置づけを明確に整理し、県民に示すべきである。

7.「資金運用規程」の整備を

外郭団体等の資金運用の中には、いまだに大切な資金を為替相場の変動に左右される 金融商品により行われているものが一部残っており、過去の苦い教訓が十分に生かされ ていない。

これは、全体的な資金運用の共通ルールが整備されていなかったり、団体によって「資金運用規程」の内容にばらつきがあることが原因と思われる。

県が共通の準則を示すことにより、外郭団体等の「資金運用規程」の整備を進めるとともに、その内容も県が詳細にチェックして、安全な資金運用がなされるようにするべきである。

8. 再就職による営業活動規制の強化を

県職員の再就職は権利として否定するものではないが、「李下に冠を正さず」の教えもあり、指定管理者に応募する外郭団体等や、県と直接取引関係にある民間企業、及び県の許認可権下にある法人への再就職については厳しい県民の目が向けられており、県民から誤解や疑念を抱かれないように今後一層厳しい「自浄規程」を整備するべきである。

現行の「再就職要綱」に定められている県職員OBから現役職員への営業規制は実効性が乏しく、県民からはさらなる公務の公正性の確保が求められている。

県は、職員の再就職による営業活動規制の強化をより一層図って県民からの信頼を得るべきである。

9.適正な財務諸表作成の徹底を

各団体は公益法人会計基準に基づき財務諸表を作成しているが、一部団体の収支予算書において、前期繰越額を事業支出に算入し、赤字予算を組んでいる事例が見られ、本委員会において指摘するとともに改善を要請した。

こうした予算計上の仕方では、事業活動の実態が明らかにならない等の問題があり、 外郭団体が県からの補助金や委託事業を減らされないようにとの意図で行ったものと誤解されることから、事業支出が見込まれる場合には予備費として計上するなど、収支の 透明性を確保するよう求めたところである。

県は、行財政改革の推進のためにも、適正な補助金や委託金額が把握できるよう、すべての外郭団体等の財務諸表をチェックし、法人の実態を反映した透明性の高い予算計上の仕方となるよう厳しく指導するべきである。

事務事業の部

10.「事務事業外部評価委員会」の設置を

事務事業については、県が毎年「内部評価」を実施しているが、内輪の相互評価では 甘くなりがちであり、県民目線から見れば不十分である。

庁外の専門家を含めた幅広い人材で構成する「事務事業外部評価委員会(仮称)」を新たに設置し、高度なスキルにより時間と労力をかけた評価を行い、さらなる事業の質の向上を図るべきである。

さらに将来的には、マニフェストの進捗度を評価するのではなく、政策自体の質と県 民満足度を評価する「政策評価」を受けるシステムを構築するべきである。

11. 地域の実情に応じた「市町権限移譲計画」の策定を

県から市町への権限移譲は、国の「地域主権戦略大綱」でも可能な限り進めることと しており、平成23年にも移譲するべき権限項目や期限を定めた法案が国会に提出される ことが予定されている。

また、権限移譲は基礎自治体である市町の機能強化や住民の便益向上にもつながるものである。

しかしながら、厳しい財政状況にある市町にとって、一定の負担を伴う可能性のある 権限移譲については対応に苦慮しているのが現状である。

このミスマッチを解消し、現状に即した法案の内容にするよう国と協議するとともに、 市町への円滑な移譲を推進するため、市町に対しての支援策を示すとともに、市町とも 協議して地域の実情に応じたよりきめ細かな「市町権限移譲計画」を策定するべきであ る。

12. 情報システムの統合強化を

平成 22 年9月の本委員会の改善要請により、「福井県土木工事設計積算システム」と「福井県森林土木工事設計積算システム」の統合が実現に向けてスタートし、5年間で約3,000万円の経費削減が見込まれる。

県には他にも同様の大規模システムが存在することから、これらを全点検し、さらなる経費節減のためにシステム統合や見直しを検討するべきである。

また、クラウドコンピューティングの利用によるシステム共有化やデータ保管法を積極的に研究することにより、将来に向けての効率化、安全性向上、大幅な経費削減などの方策を探るべきである。

13.「ふくい循環型社会構想」の策定を

敦賀市民間最終処分場抜本対策事業は、もともと県の不適切な対応によって 100 億円 超の莫大な県民負担を生じさせてしまった事業だが、さらに今後も 10 億円単位の増嵩費 と毎年 1 億円程度の処分場水処理費などの費用が発生する可能性があることが本委員会 の調査で判明した。

この事実に対する反省や教訓を生かした再発防止策と総合的な循環型社会構築政策が不十分であり、本県の廃棄物政策は後向きな失政処理に終始していると言わざるを得ず、いまだ日々蓄積され膨張しつつある環境コストを将来に先送りしている現況にある。

県内での廃棄物の不法投棄や不正処理は今もとまらず、美しい自然を破壊し続けているが、「資源循環拠点地域整備構想」は平成 16 年に廃止されたままで代替案もなく、現在の「福井県環境基本計画」や「福井県廃棄物処理計画」も本県の具体的な循環型社会構築を実現する内容に欠けるものである。

県は、二度とこのような支出を出さぬよう、産・官・学・民の役割と行動計画、必要な法令や制度の設計、物理的機能整備を明確にした総合的な「ふくい循環型社会構想」を策定するべきである。

14. 福井県立病院の独立行政法人化を

現在、福井県立病院は、新しく陽子線がん治療センターを開設したり、周産期医療を 進めるなど機能面での充実は評価できるが、財政面では健全性からはるかに遠い状況に ある。

「福井県立病院経営改革プラン」を策定し、経営改善に取り組んでいる効果は認められるが、平成21年度においては、県から18億円程度の繰入金を実施しても11億円以上の経常損失、141億円超の累積欠損金が発生しており、23億円超の減価償却費、6億円超の企業債償還利息などを見ると、現状の県直営の経営形態では人事、労務、購買、債権管理などの面からも累積欠損金の解消は相当長期間にわたることが見込まれる。

採算性のない政策医療を担うため、県からの一定の繰入金の継続はやむを得ないが、 これ以上の累積欠損金の増加は、際限なく県民負担を膨張させるだけでなく、将来にお ける県民医療の確保にも強い懸念が生じ、到底看過することはできない。

このリスクを避け、県民のために将来にわたって安定的な医療を確保するためには、 国立病院などのように「独立行政法人化」を検討するべきである。

15. 水産高校実習船の他県との共同運航化を

県立小浜水産高校の大型実習船には、ハワイまでの遠洋航海実習に1名の生徒だけしか乗船しないなど(平成21年度)、最近の乗船実績は数人のみで推移しており、しかも乗船した卒業生が近年水産関係の業種に就職をしていない状況にある。

一方で、実習船には年間3億円もの維持費が支出されているが、現在、更新期を迎えており、新たに建造すると17億円もの多大な費用が見込まれている。このように高額な費用に対して県内水産業への寄与も認められない現状については、厳しい県財政にあって費用対効果の面で県民理解も得られない。

しかしながら、教育的見地に立てば今後の生徒たちの教材として実習船を確保する必要性も認められるため、効果を維持しつつ費用を低減する方策として、大型実習船の「近県との共同運航化」をするか、国を中心とした「全国的共有化」を進めるべきである。

財政健全化の部

16. 「中長期財政計画」の策定を

本県の財政は、リーマンショック以降税収が大幅に落ち込む一方、県債残高は約 8,800 億円に膨らみ、県債依存度が増大している。

一方、将来的には北陸新幹線の工事負担金、並行在来線や地方鉄道への補助金、二巡目 国体の開催経費、国道やダム建設の負担金、未耐震化施設の工事費、膨張する医療福祉費 などに加えて、県債償還金や外郭団体、県立病院の負債返済が見込まれ、財政的に無計画 では到底乗り切れないものと懸念される。

新幹線延伸やダム建設など不確定要素については、幾つかのケース毎にシミュレーションすることとし、確定的な部分を土台にした概算的な「中長期財政計画」を策定するべきである。

17. 県債等負債残高の抜本的減少対策を

県債残高約 8,800 億円は年間予算額の 1.5 倍にも相当する過大な負債であり、民間企業ならば完全に危険水域とみなされる水準である。

また、本県の将来における投資的支出、固定費はともに増加が見込まれることから、 県債残高は一層増加するものと懸念され、県の言うような県債抑制策の実効性はほとん ど期待できないものと考えられる。

県の財政危機を解消するためには、既存の県債抑制策のみならず、(例えば「負債の資本化※」など)償還債務の大幅な軽減につながる大胆で抜本的な解決策について、国と地方が一体となって検討するべきである。

(※都道府県への出資金で都道府県債を償還する考え方で、都道府県が直接管理する出 資証券市場の設置、国の相続税や都道府県税免除の特典の付与、議決権・発言権の 非付与などを規定した新たな国の法律「都道府県への出資を規定する法律(仮称)」 を立法して、都道府県債ひいては国債を徐々に資本化することで償還債務を大幅に 軽減していき、国と都道府県の財政を立て直す方策。)

18. 県の適正な資産評価を

県は、新公会計制度に基づく財務諸表として普通会計の決算に合わせ貸借対照表を作成して公表してはいるものの、その資産の部においては全国的にも確立した評価基準がないことから適正な評価をしているとは言えず、負債との比率評価や他県との比較検討もできない状況で、県民が県の財政を監視するには不十分な資料となっている。

これを可能にするために、国や全国知事会などと連携して資産評価の基準を定めるなど、より的確な貸借対照表に見直し、県民に公表するべきである。

19. 県内企業を支援して税収増を

税収が減少している中、税源となる県内企業に対して、「福井県中小企業振興条例」では発注者としての県の責務に「受注機会の増大」を規定しているが、現状では十分な配慮がなされていない。

ミクロ的には発注コストを下げたほうが歳出抑制は図れるが、マクロ的には限度を超えると過当競争を生み、納税能力を弱め、雇用や消費など二次的納税原資までも弱体化させる可能性が否めない。

例えば、県発注工事金額 250 万円超が原則一般競争入札制となっているが、全国ではこのような水準で実施している都道府県は過半数もなく、北陸3県においても富山、石川両県では2,000~3,000万円以下は指名競争入札を実施しており、本県も適用範囲を見直す必要がある。

このように、県はすべての発注業務においてマクロ経済への波及効果も考慮しながら、 県内企業の健全な発展を支援し、県税収入の増加を図るべきである。

20.「企業誘致戦略」の策定を

本県への企業誘致実績は、西川県政一期目と二期目を比較すると約6%も減少している。これは世界的不況など全般的な環境によるところも大きいが、全国的には善戦している都道府県もあり、一層の努力が求められる。

ターゲットを成長著しい中国、インド、ロシア、親交の深い韓国やブラジルなど海外 企業にも広げるとともに、企業誘致の専門家や外国人スタッフを用いた体制づくり、オ リジナルな条件整備や大胆な戦術を導入した新たな「企業誘致戦略」を策定するべきで ある。

21. 県民にわかりやすい予算資料づくりを

現在本県の予算資料は、全体予算、部別、課別として科目と予算額が示されているが、 他県の例にあるような項目別に通し番号を使用した予算資料と比較すると、県民にわか りにくく、議論もチェックもしにくいものとなっている。

慣例化した予算資料を見直し、他県の予算書システム等も参考に工夫改善をして、県 民にわかりやすい予算資料づくりを行うべきである。

以上、「21の提言」を知事に提出する。

知事は、この提言を受けた項目について、今後毎年その進捗状況を議会に報告することを強く求める。